

平成25年度 事務事業評価調査〔ソフト事業〕

事務事業コード 52999002

平成25年度作成

平成24年度  
実施事業

事務事業名 要保護・準要保護就学援助費（中学校）

区分	No	名称						
章	5	豊かな個性と人間性を育むまち						
節	2	学校・家庭・地域と連携し心豊かな人間性を育む						
施策	9							
小分類	9							
主要な施策	9							
事務事業番号	002	事業開始年度	昭和 62 年度	事業終了年度	平成 ー 年度	会計種別	一般会計	

部 名	教育部	グループ名	学校教育グループ
-----	-----	-------	----------

事務事業の概要

《Plan・Do》

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記入してください)
	経済的理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に、就学に必要な援助を行うことにより、教育の機会均等の理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを目的とする。
事業内容及び実績	(事業内容及び平成24年度の実績を具体的に記入してください)
	<p>経済的理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に、就学に必要な援助を行った。</p> <p>【事業実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象生徒数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度 292人</li> <li>平成23年度 302人</li> <li>平成22年度 313人</li> </ul> </li> <li>補助事業内容                     <ul style="list-style-type: none"> <li>給食費、学用品費、通学費、医療費、修学旅行費、校外活動費</li> </ul> </li> </ul>
今後の方向性	(次年度以降の事業展開における改善など今後の方向性を具体的に記入してください)
	今後も、経済的理由により就学困難と認められる中学校生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品費等経費の一部の援助をしていく。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称を全て記入してください)
	学校教育法 第19条 登別市就学援助事務処理運用基準

事業費（財源内訳）の推移

《Plan・Do》

区分		単位	H23年度 決算	H24年度 決算	H25年度 当初予算	H26年度 見込	H27年度 見込
国庫支出金	名称 要保護児童生徒援助費補助金	千円	351	293	362	362	362
道支出金	名称	千円					
地方債	名称	千円					
その他	名称	千円					
一般財源	名称	千円	27,804	27,958	28,754	28,754	28,754
事業費 合計			28,155	28,251	29,116	29,116	29,116

指標の推移

《Check》

区分		単位	区分	23年度 実績	24年度 実績	25年度 目標	26年度 目標	27年度 目標
成果指標	① 対象生徒数	人	目標値	280	285	252	252	252
			実績値	279	292			
	②		目標値					
			実績値					

**比較** 《 Check 》

<p>平成24年度実施以前又は実施中に見られた課題、問題点等</p> <p>経済的理由により、就学が困難と認められる生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品等の経費の一部を援助することにより、教育の機会均等理念に基づき、義務教育を円滑に推進することを課題としている。</p>	<p>左記の解決に向け行った取組や対策、工夫等</p> <p>今後も、経済的理由により就学困難と認められる中学校生徒の保護者に対して、就学に必要な学用品等経費の一部を援助していく。</p>
--	--

**担当グループによる事務事業評価の内容（複数回答可）** 《 Check 》

1. 事務事業の妥当性について		
市が事業主体として実施していくべき妥当性の高い事業ですか？	<input type="radio"/> ① 市が主体に行うべき事業である <input type="radio"/> ② 民間(事業者、市民団体等)でも実施可能である <input type="radio"/> ③ 国、道、他団体等との連携や広域化が可能である <input type="radio"/> ④ 国、道、民間等の事業と重複・類似している	判断理由及びその他所見 経済的理由により、就学困難と認められる生徒に教育上必要な支援等を行い、就学の機会を確保することは、教育基本法第4条(教育の機会均等)及び学校教育法第19条に定められているため、市が本事業を実施することは妥当である。
2. 事務事業の必要性について		
市民ニーズの状況等から勘案して、必要性の高い事業ですか？	<input type="radio"/> ① 市民、団体等から具体的な要望がある <input type="radio"/> ② 市民アンケートの結果から必要性が高い <input type="radio"/> ③ 社会情勢、地域事情等から必要性が高い <input type="radio"/> ④ 市民の大部分が関連することから必要性が高い	判断理由及びその他所見 教育の機会均等理念に基づき、義務教育を円滑に推進するために必要な事業である。
3. 事務事業の効率性について		
事業内容とコスト(事業費)のバランスがよい効率性の高い事業ですか？	<input type="radio"/> ① 低予算、少労力で高い効果をあげている <input type="radio"/> ② 市で実施するほうが民間委託より効率性が高い <input type="radio"/> ③ 多額の経費や労力を要するがやむを得ない <input type="radio"/> ④ 将来的に効率性を向上できる	判断理由及びその他所見 本事業の経費は、経済的理由により、就学困難と認められる生徒の保護者への援助であり、経費削減は本事業の実施を困難にする。
4. 事務事業の成果について		
目的を達成するための成果はあがっていますか？	<input type="radio"/> ① 成果指標の向上が見られる <input type="radio"/> ② 市民、団体等の声から成果を感じられる <input type="radio"/> ③ 目に見える形で成果があがっている <input type="radio"/> ④ 成果の把握は困難である	判断理由及びその他所見 経済的理由により、就学困難と認められる生徒の保護者の経済的負担を軽減し、教育の機会均等理念に基づき、義務教育を円滑に推進する。

**①担当グループによる評価** 《 Check 》

<b>維持</b>	左記の評価を選択した具体的な理由(根拠)	経済的理由により、就学が困難と認められる生徒の保護者に対し、継続して就学に必要な学用品等の経費の一部を援助していく必要がある。
-----------	----------------------	---

**②行政評価会議による評価** 《 Check 》

<b>維持</b>	備考	
-----------	----	--